

# 科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)研究成果報告書

平成25年 5月 7日現在

機関番号: 32204 研究種目:若手研究(B) 研究期間:2011~2012 課題番号:23730032

研究課題名(和文) 関係性の憲法理論―社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の憲法的

価値

研究課題名(英文) Constitutional Theory on Human Relationships: Significance of Social

Capital from the perspective of Constitutional Law

研究代表者

岡田 順太 (OKADA JUNTA) 白鷗大学・法学部・准教授 研究者番号:20382690

研究成果の概要(和文):本研究は、憲法が保障する「結社の自由」の意義について、社会関係資本論に基づいて考察することを目的としている。この研究の主な成果として、①アメリカ判例法理に基づく結社の自由の理論の新たな理解を示したこと、②東日本大震災で重要視された「絆」という関係性についての憲法的意義を考察する道筋を示したこと、③格差社会への対処方法としての関係性の意義について示したことが挙げられる。また、これらの成果から、憲法理論の限界と新たな解釈の知見を示すことができた。

研究成果の概要(英文): This study aims to consider the significance of freedom of association on the basis of the theories of social capital. Main results of this study are as follows: (1) showing the new perspective on the theory of freedom of association through inquiring the U.S. Supreme Court's decisions, (2) proposing the tentative way to examine "Kizuna", a kind of relationships with compassion and reciprocity, from the view point of the constitutional law, (3) clarifying the meanings of relationships as a prescription for the problems of the divided society. As a result, this study also found the new issues of the constitutional theory about the difficulties between individualism and relationships.

### 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
交付決定額	1, 600, 000	480, 000	2, 080, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学、公法学

キーワード: 結社の自由、社会関係資本、ソーシャル・キャピタル、格差社会、憲法学

#### 1. 研究開始当初の背景

(1) 社会関係資本(Social Capital)とは 社会関係資本とは、概して、経済的資本や 人的資本と区別され、個人と個人との関係 性・ネットワークの間に埋め込まれた資本で あって、その活用により人間関係を豊かにす るものをいう。人はなぜ他者と交流するのか、 なぜ結社を作るのか。仕事の効率だけを考え れば見返りのない他者と飲み会をすること は無駄なように思えるのに、なぜ親睦を深め ようとするのか。こうした人間の行動につい て、主に社会学の分野で社会関係資本の概念 を用いた説明が試みられてきた。

今日、社会関係資本論は、ロバート・パットナムの研究に強い影響を受け、政治学や経済学などの領域も巻き込んで、これまでにない盛り上がりを見せている。パットナムの議論は、社会関係資本の豊かさを、ことに民主政のパフォーマンスの高さと結びつけて論じるところに特徴があり、また、リベラリズムとコミュニタリアニズムの二項対立を克服するシティズンシップ理論の一つとして、新たな市民社会論の可能性を秘めている。

(2) 憲法学に与える示唆

研究代表者は、従来、結社の自由の本質的 意義についてアメリカの憲法学説や判例を 中心に研究してきた。そのなかで、家族的人 間関係をも結社の自由の保障する法益とし て考えるアメリカ判例法理である「親交の自 由 (freedom of intimate association)」論を 参考に、家族を含めた人間関係の「交際の自 由」として結社を動態的に捉えるべきである と主張してきた。それは、憲法学が、結社の 形態に関係なく、個人と個人との関係におい て存在する社会関係資本を法益として保護 していると解釈し、結社の自由に他の人権と 異なる独自的価値を見出すものであり、結社 の存在を静態的偏面的にとらえて、その意義 を探究してきた日本の憲法学に理論的再構 築を求める考え方へと発展を遂げた。

結社の自由は、個人が自発的に創設・加入 した結社に焦点を当てて論じられるのであ るが、社会関係資本は専ら関係性における機 能に着目するので、個人の自由意思の有無は 問わない。これを憲法論として構成する意義 は、非常に大きい。つまり、近代社会の形成 にあたり、「中間団体否認の法理」が「個人」 の登場と不可分とされる憲法理論にあって、 地縁・血縁・腐れ縁などといった個人の自由 意思では選択し得ない関係性に対し、人権論 から積極的価値を見出すことはなかったと いえる。しかしながら、社会関係資本論は、 そうした関係性における価値を科学的に評 価するものである。就職が個人の資質や能力 といった人的資本だけでなく、「コネ」によ って決まってしまうことがある現実からす れば、社会関係資本の存在を無視することは できない。

研究代表者は必ずしも従来の個人主義的 理論を否定しようとするものではない。ただ、 結社のような特殊継続的関係性における、自 己決定権的な思考の限界とその代替理論を 提示しようとするのである。

# (3) 格差社会に対する処方箋として

研究代表者は、アメリカにおける現地調査なども踏まえ、わが国の格差社会問題を分析するなかで社会関係資本論を取り上げ、憲法的にあるべき市民社会像についての検討と提言を行ってきたところである。

主に、アメリカの議論を参考にしているが、「トクヴィル=アメリカ」モデルのようなステレオタイプ化された結社民主主義ではなく、社会関係資本論をアマルティア・センの潜在能力アプローチに読み込み、これを憲法論として構築する試みもおこなってきた。本研究は、これらの業績をさらに発展させるものである

#### 2. 研究の目的

本研究は、社会関係資本論の考察を通じて、 個々人の「関係性」を憲法学的視点から評価 し、これを理論化することを目的としている。 当初の目論見は、近代個人主義が前提としている「個人像」とそれに基づく憲法論的思考 の限界を探究し、社会関係資本論を参考に、 従来の憲法論を修正する理論を構築するこ とで、①人権論の面では、結社の自由の独自 の憲法的価値を明らかにすること、②統治論 の面では、昨今の格差社会論を端緒として、 個人と市民社会における結社の意義を「結社 民主主義」論として結実させようとしていた。 ところが、2011年の東日本大震災を受けて、

ところが、2011年の東日本大震災を受けて 上記の方針を修正することとした。それは、 大震災後に最も重視されたのが「絆」であり、 まさに本研究が考察対象としていた、個人の 意思によらない関係性を含むものであった からである。

研究を進めるに連れ、従来の憲法理論は関係性を断ち切る点において優れているものの、関係性を構築することが不得手であることが明らかになっていった。「絆」が震災後の社会統合に重要な意義を有していたものの、これを従来の憲法理論から捉えることは非常に困難である。日頃からの地縁・血縁の付き合いがなければ、「絆」は生まれない。多くの他人が収容された避難所にあるのは、ただ「管理」である。

そうしたことから、研究の目的のうち人権 論の探究は維持しつつも、大震災と「絆」の 関係に着目して、「強い個人」像から導き出 される結社に還元されない関係性の意義を 憲法的に考察することに軸足を置いて研究 を進めることとした。

## 3. 研究の方法

研究期間を通じて、文献による研究が中心となった。特に、東日本大震災に関する雑誌・書籍等の文献が多数発表されたことから、収集・調査・分析に多くの時間を費やした。

研究テーマに関連して、海外での調査・資 料収集も行った。平成23年度は、格差社会 の著しいアメリカ合衆国における実情の調 査・資料収集として、ワシントン DC を訪問 し、アメリカ議会図書館ローライブラリー職 員から政治動向などの聞き取り調査をした ほか、連邦議会・最高裁判所・国立公文書館 等を訪問した。また、インドで行われた International Institute of Sociology KT 研究報告をした際、各国からの研究者と意見 交換をする機会を得た。平成24年度は、再 びアメリカ・ボストンを訪問し、ハーヴァー ド・ロースクールにおいて開催されたセミナ ー"Class in America"などに出席し、現代ア メリカの格差社会をめぐる議論を学んだ。ま た、中国・延辺大学法学院より招聘を受け、 招待講演の機会を得たが、その際にも中国人 法学者との意見交換により、社会関係資本の 意義について議論を交わすことができた。

#### 4. 研究成果

## (1) 結社の自由の理論

人権論としての結社の自由の理論的展開としては、アメリカ連邦最高裁の表現的結社の自由 (freedom of expressive association) に関する CLS 判決についての分析を通じて、現代国家が有する「関係性の再分配」機能という観点から、同判決を捉え直す理論を示した [「州立大学における平等加入方針と結社の自由」後掲図書(3)所収〕。また、同業績を踏まえた学会発表・招待講演を行う機会を得た〔後掲学会発表(2)(4)〕。

# (2) 格差社会の研究

統治論としては、従来研究してきた格差社 会に関するものとして、「格差社会の再来」 [後掲図書(1)所収]を著し、近年の派遣切 りの事例などを取り上げつつ、こうした現象 が最近の特別な事柄ではなく、近代資本主義 の弊害が露呈したものである点についての 指摘などを行った。それとともに、そうした 状況における関係性の意義について考察し た。また、「憲法から論じる格差社会」〔後掲 図書(4)〕においては、格差社会をめぐる報 道等のあり方の問題点を指摘した上で、格差 社会解決方法が個人単位の枠にとらわれす ぎていることを批判する。その上で、格差社 会における貧困を、資本の観点から解説し、 関係性において社会問題を解決する糸口を 示した。そこにおいて簡単に取り上げた、ア メリカにおいてクリントン政権以来行われ ている、地域団体や宗教団体を支援して、貧 困問題をはじめとする社会問題の解決を目 指す政策について、別途、学会発表の機会を 得たので、詳しいことはそこで述べた〔後掲 学会発表(3)。なお、本発表は、研究図書の 一部として、2012 年度中に出版される予定で あったが、共同執筆者と出版社の事情により、 大幅に編集作業が遅れているところである。

この他、判例動向とともに、格差社会について報告する機会を得た〔<u>後掲学会発表(5)</u>〕。派遣切りのような非正規雇用者の労働問題に特に焦点が当てられ、こうした労働者に有利な判決がいくつか出されている傾向について報告を行った。

## (3) 東日本大震災と「絆」

既述のとおり、本研究開始年度の直前に東日本大震災が発生し、そこにおける「絆」の重要性が再認識されたことから、この点についての研究を重点的に進めていった。大震災において発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に関しては、基幹産業に乏しく原発を誘致せざるを得ない地域とそれ以外の地域との格差、そして、今日では放射性物質に汚染された地域とそれ以外との格差という「二正面作戦」を強いられる点を指摘し、単に代替エネルギーの議論に終始すること

なく、総合的な政策立案・地域対策が採られるべきことを主張した〔<u>後掲雑誌論文(1)</u>。 なお、本稿は後日、駒村圭吾・中島徹編『3・ 11 で考える日本社会と国家の現在』(日本評 論社、2012 年) に再録された。〕。

「絆」に着目して、憲法理論の限界を指摘 したのが「大震災における「絆」と人権論」 〔後掲図書(2)所収〕である。政府の復興構 想会議の報告書では、憲法やその理念を思わ せるような記述はなく、むしろ「絆」や「連 帯」といった人々の結びつきが、復興構想の 理念として示されていた。自治体の行政機能 を破壊し、国家の対応能力を超えた災害・事 故を引き起こした大震災にあって、「遠くの 行政機関より近くの他人」こそが救いの綱だ ったことは否定しようがない。そこにあって、 人権の存在は画餅に帰した感がある。しかも、 人権論は個人単位での救済をはかるもので あるため、関係性を断ち切るのは容易でも、 それを構築することは不得手である。そうな ると、被災者を救済するのは人権ではなく、 「絆」ということにならざるを得ない。しか し、「絆」には個人の欲しない関係性に、個 人を巻き込む弊害もあり、中間団体の否認か ら「個人」を生み出した近代の理念、ひいて は憲法の理念との齟齬が生じる。そこで、 「絆」の分析を基に、個人主義と整合的な関 係性の理論の構築を試みたのが本稿である。 これについては、研究報告の機会を得て、有 益な議論を交わすことができた〔後掲学会発 表(1)]。

## (4) 今後の課題

以上、本研究は多様な視座からの議論を行っているため、本来的には一つの研究書としてまとめることが望ましい。本研究の着手当初は学位論文として最終年度内にまとめる予定であったが、大震災という想定外の事態が生じたことや時間的制約、研究代表者の能力の限界もあり、まとめるには至らなかった。ただ、過日、白鷗大学法政策研究所から、2014年度の叢書として、本研究テーマでの出版申請を採用する決定を受けており、遅ればせながらも、これまでの業績をまとめて世に問うことができる見込である。

研究成果を得るとともに、さらなる疑問点も生じてきているところではあるが、そうした事柄も上記の出版に向けた作業のなかで解消したいと考えている。

#### (5)総括

本研究により、憲法が前提とする個人が「アトム化された個人像」よりむしろ「交際する個人」である端緒を示すことができ、今後もこの研究が進めば、リベラリズムへの不当な批判を乗り越えるインパクトがあるものと考える。また、地域や家族の紐帯が失われつつあるわが国において、格差社会を解消するためのあるべき国家像・社会像を提示す

る意義があると思われる。

上記の通り、科研費により所定の成果を得ることができ、本テーマに関する研究が大い に進んだものと理解している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雜誌論文〕(計 1件)

(1) 岡田順太、3.11 大震災と社会的格差、 法学セミナー、査読無、682 号、2011、35

〔学会発表〕(計 5件)

- (1) 岡田順太、大震災における「絆」と人権論、国家と法研究会、2013年3月9日、沖縄国際大学
- (2) 岡田順太、社会関係的憲法理論、延辺 大学法学院北東アジア法研究所主催講演会 「東アジアの法協力と発展」(招待講演)、 2012年9月16日、延辺大学(中国)
- (3) 岡田順太、アメリカ合衆国における信仰を基礎とした社会統合戦略、国家と法研究会、2012年2月27日、JICA沖縄国際センター(浦添市)
- (4) OKADA JUNTA, Archives in Parliament: Democratic Role of the National Diet Library, Regular Session: Archives for Maintaining Community and Society in the Digital Age in 40th World Congress of International Institute of Sociology, 2012/2/19, India Habitat Centre (India)
- (5) 岡田順太、格差社会と社会権に関する最新判例の動向、国家と法研究会判例部会、2012年2月10日、ホテル松政(山口市)

〔図書〕(計 4件)

- (1) 倉持孝司,他、法律文化社、歴史から読み解く日本国憲法、2013 (近刊)、252
- (2) 石村耕治,他、丸善プラネット、大震災 と日本の法政策、2013、372
- (3) 小谷順子,他、尚学社、現代アメリカの司法と憲法―理論的対話の試み、2013、365
- (4) 新井誠,他、日本評論社、地域に学ぶ憲 法演習、2011、304

〔その他〕 ホームページ等 http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

岡田 順太 (OKADA JUNTA) 白鷗大学・法学部・准教授 研究者番号: 20382690